

男女共同参画情報紙

# ささゆり通信

市民部男女共同参画室 ☎二一七四〇一

特集号



## 「阿南市男女共同参画推進条例」の制定について

日本国憲法に個人の尊重、法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが進められてきました。平成11年（1999）6月に施行された、「男女共同参画社会基本法」には、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにして、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進すると明記され、第9条では、地方公共団体の責務として地域の特性をいかした施策を実施することと定めています。そのことを踏まえ、徳島県でも平成14年（2002）4月に「徳島県男女共同参画推進条例」が施行されました。

阿南市では、平成10年（1999

8）4月に「阿南市女性総合計画（あなんひまわりプラン）」を策定して、男女共同参画社会の実現を目指した取り組みを進めてきました。性別による固定的役割分担意識やこれに基づく社会の制度及び慣行は依然として根強く残っており、真の男女平等の達成には多くの課題が残されています。

男女共同参画社会の形成のためには、男女が性別にとらわれず、各人の個性に基づいて能力を十分に発揮できる機会を保障し、男女平等を実質的に実現していかなければなりません。そのためには、公的分野、私的分野を問わず、社会のあらゆる分野において女性も

意思決定への参画が極めて重要で

す。

このことを念頭におき、7つの基本理念を定め、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画できる男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある社会の実現を目指すための「阿南市男女共同参画推進条例」を平成18年阿南市議会9月定例会に提案し、賛成多数で可決され、平成18年9月22日から施行しています。

今月のささゆり通信はこの条例を紹介いたします。

### （前文）

阿南市は、人権尊重のまちづくり先進的な取組を進める中、男女が互いにその人権を尊重し、対等な立場で共に支え合う男女共同参画社会の

実現を目指して、様々な施策に取り組んできた。

しかしながら、性別による固定的役割分担意識やこれに基づく社会の制度及び慣行は依然として根強く、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展をはじめ、女性の社会進出、高度情報化、国際化など社会経済情勢は急速に変化し、価値観も多様化している。

こうした状況を踏まえ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において男女が共に参画できる男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていく必要がある。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力ある社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

趣旨

前文とは、法令の本条の前に置かれ、その法令の趣旨、目的又は基本的立場を述べた文章をいいます。

この前文は、男女共同参画推進に当たつての理念と基本姿勢を明らかにしたものです。

解説

憲法において個人の尊重、法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みが行われてきました。しかし、男女共同参画社会の実現に向けてさらなる努力が必要です。

本条例は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念と、基本的な枠組みを定める推進条例です。

本条例では、前文を置き制定の意義を明記し、市民一人ひとりに男女共同参画推進条例の必要性、推進への決意など条例制定の趣旨を明らかにしました。

用語解説

○「男女共同参画社会」とは

一人ひとりが、個人として尊重され、性別にとらわれることなく自らの意思と責任によつて生き方を選択できる、社会のあらゆる分野に対等の立場で参画し、創造し、ともに発展を支えていく、そして、女性も、男性も、いきいきと輝いて生きることができる社会です。

○「性別による固定的役割分担意識」とは

男女を問わず個人の能力によつて役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けてしまいがちです。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

○「性別にかかわらず」とは

男であるとか、女であるとか、という性別にかかわらず、男女がお互いの個性や能力を認めつつ、かけがえのないパートナーとして喜びも責任も分かち合うことです。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基となる事項を定めることにより、思想及び良心の自由その他日本国憲法に保障された人権を侵害することなく、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もつて豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

趣旨

第1条は、この条例の制定目的を明らかにしたものです。

解説

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにする

(定義)

とともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によつて社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、

男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 法人、その他の団体及び事業を営む個人をいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動をいう。

(5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び配偶者であった者に対する暴力的行為（身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）をいう。

用語解説

第1号

○「社会の対等な構成員」とは

男女双方とも本質的に社会の責任ある構成員であり、男女が権利、義務の対等な関係をもっているということを示しています。

○「自らの意思によって」とは

「活動に参画する」のは「自らの意思によって」という主体的な選択によるものであり、強要、強制されることではないことを示しています。

○「社会のあらゆる分野」とは

職域、学校、地域、家庭等のあらゆる分野のことです。

○「参画」とは

単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程へ加わることをいう。

第2号

○「積極的改善措置」とは

活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために、必要な範囲において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供する

することです。

○「前号に規定する機会」とは

「男女共同参画社会の形成」の定義中「社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会」です。

○「必要な範囲内において」とは

格差を改善するために必要な範囲内において行われることを意味します。

第3号

○「事業者」とは

市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

第4号

○「セクシュアル・ハラスメント」とは

相手の意思に反した性的な言動によって、人を不快にさせたり、生活環境を悪化させたり不利益を与えることを言います。

第5号

○「ドメスティック・バイオレンス」とは

配偶者等に対して身体的又は精神的な著しい苦痛を与える暴力的行為を言います。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女が互いに認め合い、協力協調し、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人權が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画社会の形成は、ドメスティック・バイオレンスその他男女間における暴力的行為が根絶されることを旨として、行われなければならない。

3 男女共同参画社会の形成は、男女が生涯を通じて健康であること並びに男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深めること

趣旨

第2条は、本条例の定義規定です。



とにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響をできる限り及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

5 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、家庭を大切に、相互の協

力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

7 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際社会の動向を踏まえながら、推進されなければならない。

**趣旨**

第3条は、条例の基本理念です。

**解説**

**第1項 男女の人権の尊重の理念**  
男女が性別の違いにより差別されることなく、個人として能力が発揮できることが重要です。

**第2項 ドメスティック・バイオ**

**レンスなど暴力的行為の根絶の理念**

ドメスティック・バイオレンスなど性別に起因する暴力的行為は、人権を著しく侵害し男女共同参画を進めらるうえで大きな障害となる行為です。早急に根絶されること

**第3項 男女の生涯を通じての健康の理念**

男女がお互いの身体の特徴を十分理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりをもつて生きていくことが重要です。また、妊娠、出産時期だけでなく、思春期、高齢期など生涯を通じて健康が確保されることが重要です。

**第4項 社会における制度又は慣行についての配慮の理念**

社会制度や慣行により、男女の固定的役割が男女の社会的活動の自由な選択に影響を及ぼしていることがあります。

男女が性別にかかわらず多様な生き方を選択できることが重要です。

**第5項 政策等の立案及び決定への共同参画の理念**

審議会などの委員や官公庁や企業での管理職、団体の役員などには徐々に女性の参画が進んでいるものの未だ十分ではありません。政策・方針の立案・決定の場に男女が共に共同して参画できることが重要です。

**第6項 家庭生活における活動と他の活動の両立の理念**

家族の協力と社会の支援によって、家事、育児、介護などの家庭生活と仕事、地域活動などの活動がバランスよく両立できることが重要です。

**第7項 国際的協調の理念**

男女共同参画は、国際的な取り組みと連動して進められてきました。

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことが大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要があります。

用語解説

第1項

○「男女の個人としての尊厳が重んぜられること」とは

性別に起因する暴力がないこと、男女の個人としての人格が尊重されることなどです。

○「男女が個人として能力を發揮する機会が確保されること」とは

男女共同参画社会は、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。

男女があらゆる分野における活動の参画に当たっては、社会的に形成された性別による固定的役割分担意識にとらわれることなく、男女が個人としての能力を發揮する機会が確保されることを規定しています。

第3項

○「男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深める」とは

男性、女性がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりをもって生きていくことです。

○「安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるよつにする」とは

妊娠・出産は女性の健康にとって大きな節目であり、安心して安全に子どもを産むことができるよう理解の促進や環境整備を図ることです。

第4項

○「性別による固定的な役割分担等」とは

男女を問わず個人の能力によって役割分担を決めるのが適当であるにもかかわらず、男性、女性の性別を理由として役割を固定的に分けてしまいがちです。

「男は仕事・女は家庭」「男は主要な業務・女は補助的業務」等は固定的な考え方により男性、女性の役割を決めている例です。

「等」には、女性軽視等の偏見等が含まれます。

第5項

○「市における施策」とは

市が立案及び決定するものです。

○「民間の団体における方針」とは  
民間の団体が立案及び決定するものです。

第6項

○「相互の協力」とは

どのように協力していくかについては、個々の家庭生活における活動、家庭生活以外の活動の状況を踏まえ、家族を構成する男女の話し合いにより決められます。

○「社会の支援」とは

子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立については、家族の協力だけでなく、行政による公的サービスや企業、NPO、ボランティア等民間による支援が必要です。

(市の責務、市民及び事業者の役割)

第4条 男女共同参画社会の形成は、国及び県との連携を図り、市、市民及び事業者が協働して取り組むよう努めるものとする。

2 市は、前条に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

3 市民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するように努めるものとする。

4 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するように努めるものとする。

趣旨

第4条は、この条例の目的を達成するために必要な市の責務、市民、事業者の役割を定めたものです。

解説

市は、国、県と連携し、市民、事業者と協働して男女共同参画社会の形成に取り組むことが大切です。

市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、実施します。

市民は、市と協力して、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めましょう。

事業者は、市と協力して事業活動において、男女共同参画の推進に努めましょう。

(性別による権利侵害の禁止)

第5条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱

い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンスその他男女間における暴力的行為

趣旨

第5条は、性別による権利侵害行為の禁止を定めたものです。

解説

誰であつても、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなど性別に起因する権利侵害行為をしてはなりません。また、このような行為を助長しないよう配慮しなければなりません。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的

施策

(基本計画)

第6条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的

な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計

画の変更について準用する。

趣旨

基本計画の策定について定めたものです。

解説

市は男女共同参画の取り組みの総合的な指針となる計画を策定します。

(施策の策定等に当たつての配慮)

第7条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第8条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるように適切な措置を講じなければならない。

(男女共同参画社会の形成の



促進のための教育等)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成の促進のための教育及び学習活動の充実に努めるものとする。

(積極的改善措置)

第10条 市は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

第11条 市は、その人事管理及び組織運営において積極的改善措置を講じ、率先して男女共同参画の形成の促進に努めなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(男女共同参画週間)

第13条 市は、男女共同参画社会の形成に対する市民の関心を高め、理解を深めるとともに、積極的な取組に

資するため、男女共同参画週間を設けるものとする。

(施策の推進状況の公表)

第14条 市長は、毎年1回、基本計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。

(推進体制の整備等)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を支援するよう努めなければならない。

(報告)

第16条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、男女共同参画の状況その他必要な事項について、報告を求めるところができる。

(施策・相談に関する申出の処理)

第17条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について市民若しくは事業者からの申出又は第5条各号に掲げる行為等に係る相談の申出があったときは、相談窓口を設置し適切かつ迅速に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、前項前段の申出の処理に当たり、特に必要があると認めるときは、あらかじめ、阿南市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

第3章 阿南市男女共同参画審議会

(設置)

第18条 市長の附属機関として、阿南市男女共同参画審議会(以下「審議会」とい

う。)を置く。

趣旨

第18条から第26条は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関としての審議会について定めたものです。

解説

阿南市男女共同参画審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画推進に関する重要事項を調査審議します。

(所掌事務)

第19条 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長又は関係各執行機関に意見を述べることができる。

用語解説

○「関係各執行機関」とは

市の行政委員会をいいます。具体的には、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会を指します。

(組織)

第20条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第21条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 公募に応じた者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めらる者
- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であつてはならない。
- 第22条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

2 委員は、再任されることのできる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第23条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、これを

公開する。ただし、阿南市情報公開条例（平成12年阿南市条例第37号）第7条各号に規定する不開示情報がある場合において、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることが出来る。

(資料の提出その他の協力)

第25条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係執行機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(審議会の運営)

第26条 この章に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に

諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている阿南市女性総合計画は、第6条の規定により策定された基本計画とみなす。

趣 旨

附則は、法令における「本則」に対して、付随的事項を定めた部分をいい、施行期日及び経過措置について定めています。

解 説

市は条例の施行に当たっては、策定されている阿南市女性総合計画が基本計画になり、施策を推進していきます。